

国家公安委員会告示第三十六号

不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十四年十月十九日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

第一条中「第三十二条の三第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改める。

第三条第一号イ中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。